



The Knights

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社〒336-0015 埼玉県さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817
URL : www.knights.co.jp

廃棄物 MSDS ルール化 環境省

環境省は、廃棄される家電や電子機器に含まれる鉛や水銀、カドミウムなどの化学物質について、リサイクルした後の残渣を排出する企業が、その種類や量などの情報を産廃業者に提供することを義務付ける方針を固めました。これは製品に含まれる化学物質情報を廃棄・リサイクル分野にも提供する「廃棄物 MSDS」ルールを作ろうというものです。現行制度では、機器の製造段階で、メーカー間の有害物質情報提供が行われていますが、廃棄物になった際の情報伝達のシステムはありませんでした。今回のルール化は、廃棄物の適正な処理とリサイクルを促し、環境汚染を未然に防止することが目的です。対象物質は、当面、欧州 RoHS 指令 6 物質とし、順次拡大する予定です。また閾値についても RoHS 指令に順ずる予定です。

なお当社では WEEE、RoHS 規制で定められている 6 物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）の分析対応が可能です。お気軽にご相談ください。

資料:2005年6月10日付 化学工業日報
機器分析箇所 竹下尚長

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. 化学物質24種、調達先に報告要求へ
2. 千葉県 非金属元素排水処理技術評価機関に 環境省
3. 化審法未審査物質の安全性情報収集・発信プログラム
4. 井戸2箇所からジフェニルアルシ酸検出
5. 残留農薬暫定基準最終案 厚労省
6. 大防法改正 VOC 施設の排出基準など規定 環境省
7. 海防法施行令改正閣議決定
8. 低濃度 PCB 焼却へ 環境省
9. WEEE & RoHS 分析方法の国際規格案
10. 有害物質表示制度 環境省
11. 膜処理装置導入施設 16年度実績
12. VOC 排出抑制で税制優遇 環境省
13. 自動車業界もシックハウス対策へ
14. 事業活動に伴い排出される DXN 類削減計画の変更
15. 廃掃法施行規則改正案 環境省
16. 改正浄化槽水質基準 省令案
17. 化学物質調査新ガイドライン導入

DXN 類特別措置法 対象 7 施設追加

環境省では、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設(水質基準対象施設)の追加等のため、ダイオキシン類対策特別措置法施行令等の一部改正を行う予定です。

追加される特定施設(水質基準適用施設)は担体付き触媒の製造に係る施設、使用済みの担体付き触媒からの金属の回収に係る施設、フロン類の破壊に関する施設のうちの 7 施設となっており、排出基準は 10pg-TEQ/L となります。(詳細施設につきましては環境省 HP 報道発表資料をご参照下さい。URL <http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=6058>)

また、これらの施設を有する工場又は事業場から生ずる污泥、廃酸又は廃アルカリであって一定濃度(污泥の場合は 3ng-TEQ/g(含有量)、廃酸又は廃アルカリの場合は 100pg-TEQ/L(含有量))を超えるダイオキシン類を含むもの及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものを特別管理産業廃棄物とします。さらに、担体付き触媒の製造に係る施設及び使用済みの担体付き触媒からの金属の回収に係る施設が特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に定めるダイオキシン類発生施設に追加されます。

これら排水、污泥、廃酸又は廃アルカリ中のダイオキシン類は当社で分析可能です。詳しくは、当社、環境分析部 戸邊 (0120-01-2590 内線 295)までお気軽にお問い合わせ下さい。

資料:2005年6月7日付 環境省 HP 報道発表資料
クロマト研究箇所 戸邊真一

臨時休業について(お知らせ)

誠に勝手ながら、当社では下記のとおり臨時休業させていただきます。何かとご迷惑をおかけすることとは存じますが、悪しからずご了承くださるようお願い申し上げます。

臨時休業 8月14~15日

■事業内容■

- 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明
- 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- 4 水道法第 20 条に基づく水質検査
- 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査
- 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定
- 7 トータルサニテーション管理
- 8 委託試験・研究・開発

